

写

滋 賃 審 第 9 号
令和 4 年 8 月 26 日

滋 賀 労 働 局 長
小 島 裕 殿

滋 賀 地 方 最 低 賃 金 審 議 会
会 長 平 井 建 志

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和 4 年 8 月 26 日貴職から、同月 10 日付け滋賀県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する一般社団法人滋賀県タクシー協会、滋賀県労働組合総連合及びコープしが労働組合からの異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和 4 年 8 月 10 日付け答申どおり決定することが適当である。